様式第1号(第5条関係)

会 議 概 要

会　議　の　名　称	第１回久喜市公共交通検討委員会
開　催　年　月　日	平成２２年１１月１０日（水）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後１時３０分から午後２時４０分まで
開　催　場　所	久喜市役所　大会議室
議　長　氏　名	堀部　雅司
出 席 委 員（者）氏 名	矢島政美、川島省平、田嶋文男、山中甲代子、 佐藤美弥子、関口友永、染谷精一、中山俊雄、 大迫和子、柴崎美雄、柴木健之、山中ひろ子
欠 席 委 員（者）氏 名	稲葉澄子、小早川悟
説 明 者 の 職 氏 名	折原企画政策課長、坂本企画政策係長
事 務 局 職 員 職 氏 名	早野総務部長、山村総合振興計画担当参事、 折原企画政策課長、坂本企画政策係長、蓮実主事、 森田くらし安全課長、森住交通安全係長、小河原主事
会　議　次　第	１　開会 ２　市長あいさつ ３　会長、副会長の選出について ４　諮問 ５　議題 （１）久喜市公共交通検討委員会の所管事項について （２）今後のスケジュールについて ６　その他 ７　閉会
配　布　資　料	・次第 ・久喜市公共交通検討委員会条例 ・久喜市公共交通検討委員会委員名簿
会議の公開又は非公開	公開
傍　聴　人　数	２人

様式第2号(第5条関係)

審 議 会 等 会 議 録

発　言　者	会　議　の　て　ん　末　・　概　要
	委嘱式 　折原課長が委員名を呼称後、市長から一人ずつ委嘱書を手渡す。 ○第１回久喜市公共交通検討委員会 １　開会
司会（折原課長）	ただ今から、第１回久喜市公共交通検討委員会を始めたいと存じます。 　なお、久喜市公共交通検討委員会条例第７条第２項により、本委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない旨の規定がございます。 　本日は、１３人出席でありますので、本会議が成立していることを、まずご報告させていただきます。 　また、本日の傍聴者は、１名でございます。 （後ほど、傍聴者１名来場。計２名）
司会（折原課長）	それでは、さっそく会議に入らせていただきたいと思いますが、本日は、第１回目の会議でございますので、事前に、皆様にいくつか、ご了承をいただきたいことがございますので、よろしくお願いいたします。 　まず、本市では、審議会等の会議の公開に関する条例に基づきまして、会議は原則公開としておりますので、本委員会の会議も、公開としたいと存じます。 　また、本日の会議の記録のため、テープへの録音、写真の撮影につきまして、皆様のご了解をお願いしたいと存じます。
市長	２　市長あいさつ 　市長あいさつ
	３　会長、副会長の選出について
司会（折原課長）	本日は第１回の会議ということで、会長がおりません。従いまして、役員の決定まで、市長が仮議長に就任させていただきます。
仮議長（市長）	それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、暫時議長を務めさせていただきます。 　本委員会条例第６条の規定により、会長及び副会長をそれぞれ１

	人置くこととし、委員の互選によりこれを定めることになっています。いかがいたしましょうか。
関口委員	会長には、堀部委員を、副会長には柴崎委員を推薦します。
仮議長（市長）	ただ今、会長には堀部委員でいかがとのご意見がございました。いかがでしょうか。賛成の方は拍手をお願いします。 （拍手多数） それでは、会長は堀部委員にお願い申し上げます。 続いて、副会長には柴崎委員とのご意見がございましたが、いかがでしょうか。
川島委員	堀部委員も柴崎委員も旧菖蒲町出身の方ですね。地域的な偏りがない方がよいのではないでしょうか。他の地区から代表者を出したほうがよいと思います。
関口委員	それでは改めまして、副会長には、旧久喜市出身の柴木委員を推薦します。
仮議長（市長）	ただ今、副会長候補に旧久喜市から選出されている、柴木委員の推薦がございました。いかがでしょうか。賛成の方は拍手をお願いします。 （拍手多数） それでは、副会長は柴木委員にお願いいたします。 会長が決まりましたので、私はここで議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
司会（折原課長）	会長、副会長が決定しましたので、会長、副会長におかれましては、前方の席にお移りいただきたいと存じます。 （堀部会長、柴木副会長は、会長、副会長席へ移動） それでは、堀部会長、柴木副会長から就任のご挨拶をお願いいたします。
堀部会長	・会長あいさつ〔省略〕
柴木副会長	・副会長あいさつ〔省略〕
	４　諮問
司会（折原課長）	市長から堀部会長に諮問書の交付を行いたいと存じます。 （市長が諮問書を朗読し、堀部会長に手渡す）

	このあと市長は公務があるため、退席させていただきます。 （市長退席）
司会（折原課長）	ただいまから諮問書の写しを皆様に配布させていただきます。 （事務局、諮問書の写しを配布） それでは、ここから本委員会条例第７条の規定により、堀部会長に議長に就任いただき、議事を進めていただきたいと存じます。
議長（堀部会長）	それでは、議長を務めさせていただきます。円滑に議事が進行するようご協力をお願い申し上げます。 まず初めに、会議録の作成について、事務局からの説明を求めます。
折原課長	審議会等の会議については、審議会等の会議の公開に関する条例の規定により、会議録を作成しなければならないとなっております。 事務局としては、要点方式にて、発言者の氏名を含めて会議録を作成したいと考えております。
議長（堀部会長）	ただいまの説明について、何かご質問等ありますか。
柴崎委員	要点方式の作成というのは、具体的にはどのようなものでしょうか。
折原課長	会議録の作成につきましては、方法といたしまして、要点方式と全文方式とがございます。今回は全文方式ではなく、皆様のご意見の要点だけを取りまとめた要点記録ということでお願いしたいということでご提案申し上げました。
柴崎委員	それでは、要点方式の会議録を作成したとき、誰がチェックするのでしょうか。発言者が記録内容に納得しない場合はどうなるのでしょうか。
折原課長	会議録につきましては、会議毎に会議録署名人を定めていただきまして、その方にご確認いただきます。
議長（堀部会長）	事務局の答弁に対して、いかがでしょうか。
柴崎委員	発言者と署名人が違うので、発言者の趣旨がきちんとまとめられるかどうか、私は難しいと思います。発言者の発言内容の趣旨が、要点方式できちんと表現できるでしょうか。 それが心配ないということであれば、それで構わないのですが。
柴木副会長	通常、会議録の作成にあたり、テープから一言一句をおこそうとすると、１０分間に対して、約１時間程度の時間がかかり、事務局

	の事務量が膨大になります。 　要点方式であれば、質問があり、それに対しての意見があって、という部分がまとまっていて読みやすいということもあります。また、内容が間違っていれば、署名人が修正する義務もあります。 　そういった部分では、ご理解いただけるのではないでしょうか。 　それから、私からも質問したいのですが、公表前に会議録の内容を確認したいときには、閲覧ができるのでしょうか。それができるのであれば、問題はないと考えますが。
議長（堀部会長）	会議録の確認について、事務局は説明をお願いします。
折原課長	先ほども申しましたとおり、会議録は公開ということとなっていますので問題はないと考えております。
染谷委員	会議録は、作成後公表するのですか。
折原課長	その日のうちに、というのは難しいのですが、できるだけ早く、遅くとも１ヵ月以内には公開したいと考えております。
染谷委員	１ヵ月もかかるとなると、発言者の発言とその意図しているところがすぐ通じなくなってしまうのではないでしょうか。 　会議後、すぐに公開しないとその辺が難しいと思います。
折原課長	会議後すぐにというのは、物理的に難しいということをご理解いただきたいと存じます。 　ただし、事務局も努力いたしまして、１ヵ月ではなく、できるだけ速やかに公開できるようにしたいと考えております。
矢島委員	署名人に関しての規定はあるのでしょうか。
折原課長	会議の中でお諮りし、会の総意として署名人を決めていただきたいと考えております。
議長（堀部会長）	会議録を要点方式とすることについて、他に何かありますか。
川島委員	これだけの発言がありますと、全文方式で議事録を作成するにも、すぐにはできないのではないでしょうか。 　現実的な方法をとるべきではないでしょうか。
議長（堀部会長）	事務局に確認しますが、会議録は録音テープから作成するのですか。
折原課長	ただ今もＩＣレコーダーで録音しておりまして、この記録から会議録をおこします。 　全文方式ということであれば、委員の皆様の発言の一言一句を全て記録することとなります。 　要点方式は、録音したものを事務局職員が確認しながら、趣旨を損なわないように内容をまとめていくこととなります。

議長（堀部会長）	全文方式であると、資料も膨大となるが、それを判断する人は要点で考えると思います。要点方式でも発言者の意図するところがきちんとまとまっているのか否かが肝心なところです。 その点について、発言者にチェックしていただくということはあるのでしょうか。
折原課長	公表する前に、委員の皆様にご確認をいただきまして、発言の意図するところが違えば、修正を加えたいと思います。 その後、委員の皆様にご了解をいただいた段階で公開いたしたいと考えております。
柴崎委員	なぜ私がこのような質問をしたかというと、要点方式の会議録とはどういうものか、について事務局は説明をするべきと考えたからです。まずは、会議録のとりまとめ方法の種類を説明し、次に全文方式と要点方式についての説明をしてから諮るのが本来のやり方ではないでしょうか。 私は、要点方式での経験がないので、然るべき説明をしていただきたかったというのが私の意見です。
折原課長	わかりました。
議長（堀部会長）	それでは、次に進んでよろしいでしょうか。
柴木副会長	確認させていただきますが、今の話ですと、発言した委員全てに内容を確認していただくことになりますが、それですと事務局の仕事量が膨大になってしまうのではないでしょうか。 署名人が複数いるのであれば、その方に一任するということでも良いのではないでしょうか。
山中（甲）委員	私は委員全員で確認をした後に公開というのが良いと思います。 署名人は、自分の発言については自分で確認できますが、他の委員の発言の趣旨や意図までは確認できないのではないでしょうか。
折原課長	委員の皆様にお集まりいただくのではなく、議事録がまとまり次第委員の皆様に郵送し、それぞれ確認していただくのはいかがでしょうか。
議長（堀部会長）	それですと、事務局の事務量が膨大になりませんか。
折原課長	郵送事務だけですので、問題ありません。
議長（堀部会長）	それではお諮りします。公表前に要点方式の会議録を、委員全員に郵送し確認してもらうことでよろしいでしょうか。
矢島委員	確かにそれもいいと思います。 しかし、この委員会の諮問内容から、委員間での利害関係の争いというのはなさそうですし、また、事務局もこの委員会の仕事だけではなく、当然他の仕事もあることでしょうから、できるだけ簡単に、お互いに信頼関係を持って行っていくことが大事なのではない

	でしょうか。 　会議録を作成する中で、各委員の発言を意図的に歪曲することは考えにくいですし、本来であれば我々委員が会議録を作るという気概をもって臨むべきではないでしょうか。
議長（堀部会長）	公表前に委員全員に内容を確認してもらうということが、事務局として煩雑な仕事が増えるということがなければ、良いのではないでしょうか。これから具体的な議論がされる中でたくさんの意見が出ると思います。事前に発言者が自らの発言内容を確認できるというのは、良いことではないでしょうか。
川島委員	業務量が増えるということはないですよね。自分で発言したことには自分で責任を持つというのが、大事ではないかと思います。
折原課長	本市では、会議録を必ず公開しなければならないという規定がございます。要点記録といたしましても、ページ数では、２０～３０ページ程度になるのではないかと思われます。 　いずれにしましても、公表前に会議録を郵送いたしまして、内容をご確認いただくということは、業務量としてはさほど多くはないことから、そのようにさせていただければと思います。
川島委員	そうしますと、この委員会は年３回の予定とのことですが、その度に多くの資料が郵送され、合計すると、約１００ページにもなると。
折原課長	要点方式ならば、２０ページ位に収まると思います。
川島委員	それにしても事務局が大変ではないでしょうか。矢島委員の言うとおり、事務局にはできるだけ負担をかけないほうが良いと思います。
大迫委員	各委員が確認して、修正があれば事務局が会議録を作成し直して、また委員に確認をする。 　こうなると事務局の負担も大きいと思いますが、その辺はどうですか。
折原課長	会議録の内容にご異議がございましたら、事務局までご連絡をいただきまして、もう一度事務局でテープを確認いたします。その上で修正し、必要があれば発言した委員さんに再度確認していただくことを考えております。 　ただし、発言そのものは変えることはできません。
柴木委員	録音されていることから、捏造されることはないです。あってはならないことです。 　会議後なるべく早く市民の皆様にお知らせするということであれば、全員が確認し納得しなければ公開できないとなると、１ヵ月以上かかってしまうかもしれない。基本的に確認をするのは数名で良いと思います。 　そこまで文言が発言者の意図と変わることもないと思います。

	そもそも、郵送するということは、税金を使うということでもあります。 基本的に議事録というものは、全員が確認するというものではないと考えますが、いかがでしょうか。
山中（甲）委員	公開されるものですので、発言の要旨が本人の意図と違うということになると、取り返しがつかないと思います。 署名人は、録音を聞きながら確認するのでしょうか。
柴木委員	基本的には、署名人も会議に出席していますので、どういう発言があったのかというのはわかっているはずです。 発言者と事務局との間で認識の乖離が起こることは、考えにくいのではないでしょうか。 会議録を読む方が理解しやすいように要約をする筈ですので、発言者の意図が変わるというのはないでしょう。 会議録については、久喜市だけではなく、他の団体でも要約方式が使われているので問題はないと思います。
矢島委員	お互いに信頼しあい、かつ、事務を簡便にしないと、この先何度も会議があるため、あまりきっちりとし過ぎてしまうのも問題ではなかろうかと思います。
川島委員	普通、審議会等の議事録はどのように作成しているのでしょうか。
折原課長	市議会の議事録は全文記録ですが、審議会等については、通常、要点方式で作成することが多いです。
川島委員	他の審議会等でも要点方式としているのであれば、要点方式で問題ないのではないでしょうか。
折原課長	要点方式でも問題はないと、自信を持って言えます。 いずれにいたしましても、委員会で決めていただくことですので、決定していただきたいと思います。
議長（堀部会長）	それでは、時間の都合もありますことから、採決をとりたいと存じます。 要点方式が良い方は、挙手をお願いいたします。 （挙手多数） 挙手多数のため、会議録については、要点方式といたします。 なお、会議録の発言について異議がある場合には、次の会議にて委員本人が説明することとします。 会議録の署名人につきましては、委員名簿の第１号委員から名簿順に２人ずつお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 （異議なしの声あり）

	それでは、本日の会議録の署名人は、矢島委員と川島委員にお願いいたします。
川島委員	署名人はあまり偏らず、それぞれの選出区分から選んだほうが良いのではないでしょうか。
議長（堀部会長）	第１号委員の方々は、これまで様々なご経験がある方々でございますし、また、会議の内容は委員全員が認識していることから、第１号委員から名簿順にお願いすることでよいと思います。
	５　議題 （１）公共交通検討委員会の所掌事項について
議長（堀部会長）	それでは、議題（１）公共交通検討委員会の所掌事項について、事務局から説明をお願いします。
坂本係長	はい。資料１の久喜市公共交通検討委員会条例に基づきまして、ご説明申し上げます。 本委員会の運営につきましては、第１条及び第２条に規定されております。 第１条は、設置目的でございます。本市における公共交通の充実を図るため、本委員会を置くことを規定しております。 続きまして、第２条では、所掌事項といたしまして、委員会は市長の諮問に応じ、本市の公共交通の充実に関し必要な調査及び審議を行う、と規定しております。 これらが本委員会でご検討いただきます事項でございます。
議長（堀部会長）	質疑等ございますか。よろしいでしょうか。
	（２）今後のスケジュールについて
議長（堀部会長）	それでは、議題の（２）今後のスケジュールについて、事務局の説明を求めます。
坂本係長	本委員会の今後の開催スケジュールでございます。 次回の会議につきましては、年明けの、平成２３年１月下旬から２月頃に開催させていただきたいと考えております。 また、３月頃に更にもう１回開催させていただきたいと考えております。 本年度につきましては、都合あと２回開催させていただきたいと考えております。
議長（堀部会長）	スケジュールについての説明がありましたが、本件について質疑等ございますか。
	（質疑なし）

	質疑等ないようでございます。時間の都合もございますので、これにて議題（２）は終了させていただきます。 以上を持ちまして、本日予定していた議題は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 これを持ちまして議長の任を解かせていただきます。
司会（折原課長）	堀部会長ありがとうございました。 次に、次第６の「その他」でございます。 次回の会議の開催ですが、事務局で日程を調整いたしまして、改めて、ご連絡させていただきたいと思います。 また、今回、委員会の開催通知と併せて郵送させていただきました、口座振込依頼書につきましては、お帰りの際に、事務局まで、ご提出をお願いします。 次回からは具体的なご協議をお願いいただきますので、よろしくお願いいたします。
	７　閉会
司会（折原課長）	最後に閉会のごあいさつを柴木副会長からお願いいたします。
矢島委員	すみません。次回以降の会議につきまして、資料等は事前に配布されるのでしょうか。会議の当日にいただいても、考える暇がないので。
司会（折原課長）	開催のお知らせとともに、遅くとも１週間前には資料を送付させていただきます。
議長（堀部会長）	よろしいですか。
柴木副会長	皆様、お疲れ様でございました。 このように次回以降も委員の皆様から、忌憚のないご意見が出ますことを望んでおります。 本日はご協議ありがとうございました。 次回の委員会以降、踏み込んだ内容の協議が予定されることと思います。今後ともよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。（注）

平成２２年１２月６日

矢島　政美

川島　省平

（注）　特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。